

○沖縄市コザ運動公園立体駐車場条例施行規則

(一年一月一日条例第一号)

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市コザ運動公園立体駐車場条例（令和xx年沖縄市条例第x号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請等)

第2条 条例第7条第1項の規定により立体駐車場を利用しようとする者は、立体駐車場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用の許可の申請は、利用日の3年前から行うことができる。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、沖縄アリーナ又は沖縄市総合運動場体育施設条例（平成17年沖縄市条例26号。）の施設利用を伴わない利用の許可の申請（駐車場のみの利用の許可の申請含む。）は、利用日の6月前からの受付とする。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りではない。

4 市が主催（共催や後援等含む。）する利用の許可の申請については、前項の規定を適用しない。

5 指定管理者は、第1項の規定による申請に対し利用の許可をしたときは、立体駐車場利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用の許可の変更)

第3条 利用者は、前条第5項の規定により許可を受けた内容を変更しようとするときは、立体駐車場利用許可変更申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りではない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し変更を適当と認めるときは、立体駐車場利用変更許可書（様式第4号。次条第2項において「利用変更許可書」という。）を交付するものとする。

(利用の許可の取消し等)

第4条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定により利用の許可の取消し又は利用の制限若しくは中止をしたときは、立体駐車場利用許可取消（制限・中止）通知書（様式第5号）により利用者に通知するものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、利用開始前に立体駐車場を利用しないこととなったときは、立体駐車場利用取りやめ届（様式第6号）に利用許可書（前条の規定による利用の許可の変更をした場合は利用変更許可書）を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第13条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、立体駐車場利用料金減免申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 条例第13条の規定による市長が定める減免事項は、市長が必要と認めた場合とし、減免額の算定基準は、市長及び指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請に対し利用料金の減額又は免除の承認をしたときは、立体駐車場利用料金減免承認通知書（様式第8号）を申請者に交付

するものとする。

(利用料金の還付)

第6条 条例第14条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、立体駐車場利用料金還付申請書（様式第9号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第14条ただし書の規定による市長が定める還付事項及び還付額の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事情により、利用できなかった場合 指定管理者が定める額

(2) 指定管理者が特別な理由があると認めた場合 指定管理者が定める額

3 指定管理者は、第1項の規定による申請に対し利用料金の還付の承認をしたときは、立体駐車場利用料金還付通知書（様式第10号）を申請者に交付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第7条 条例第7条第1項の許可を得た利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者の秩序を維持するための責任者及び整理員を置くこと。

(2) 収容台数は、利用する施設の台数を超えないこと。

(3) 指定管理者の許可を得ずに、物品の販売を行わないこと。

(4) 指定管理者の許可を得ずに、施設、器具等を使用しないこと。

(5) 指定管理者の許可を得ずに、壁、柱等に貼り紙、釘打等をしないこと。

(6) 火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。

(7) その他指定管理者の指示に従うこと。

(入庫者の遵守事項)

第8条 入庫者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 立体駐車場を不潔にしないこと。

(2) 所定の場所以外に出入りしないこと。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物（盲導犬・介助犬等を除く。）を持ち込まないこと。

(4) その他指定管理者又は利用者の指示に反する行為をしないこと。

(施設等を損壊又は滅失した際の届出)

第9条 利用者は、立体駐車場の施設及び附属設備を損壊し、又は滅失したときは、立体駐車場損壊・滅失届（様式第11号）を指定管理者に提出しなければならない。

(補足)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和xx年xx月xx日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

立体駐車場利用許可申請書

[別紙参照]

様式第2号(第2条関係)
立体駐車場利用許可書
[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)
立体駐車場利用許可変更申請書
[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)
立体駐車場利用変更許可書
[別紙参照]

様式第5号(第4条関係)
立体駐車場利用許可取消(制限・中止)通知書
[別紙参照]

様式第6号(第4条関係)
立体駐車場利用取りやめ届
[別紙参照]

様式第7号(第6条関係)
立体駐車場利用料金減免申請書
[別紙参照]

様式第8号(第6条関係)
立体駐車場利用料金減免承認通知書
[別紙参照]

様式第9号(第7条関係)
立体駐車場利用料金還付申請書
[別紙参照]

様式第10号(第7条関係)
立体駐車場利用料金還付通知書
[別紙参照]

様式第11号(第9条関係)
立体駐車場損壊・滅失届
[別紙参照]